



《会計・税務の知識》 車体課税の見直し及び延長について

はじめに

車体課税(自動車重量税・自動車税・軽自動車税)について令和5年度の税制改正にて見直しがありましたので、説明します。

1. 改正内容の全体像



エコカー減税、環境性能割について、異例な措置として現行制度を据え置く。クリーンディーゼル車に対する現行の取扱いも、2023年末まで延長。

https://www.meti.go.jp/policy/mono_info_service/mono/automobile/tax/pdf/R5FY_tax.pdf

引用：経済産業省

2. エコカー減税(自動車重量税)の概要

適用期間：令和5年5月1日～令和8年4月30日

適用内容：

- 減税対象車両について、適用期間中に新車新規登録等を行った場合に限り、特例措置が適用(1回限り)
- 継続検査、中古車の新規登録等を行う場合、原則として現行のエコカー減税の要件を満たす車両について本則税率を適用。

1. 乗用車

①適用期間：令和5年5月1日～令和5年12月31日(令和4年5月1日～令和5年4月30日の期間に適用される特例措置を指す)

対象・要件等	税目	特例措置の内容
・電気自動車 ・燃料電池自動車 ・天然ガス自動車(平成30年排出ガス規制適合) ・プラグインハイブリッド自動車 ・クリーンディーゼル車(ハイブリッド車を含む)	重量税	免除 ^①
	自動車新規格定	免除 ^②
排出ガス性能		令和12年度燃費基準 ^③
		80% 75% 50% 120%
ガソリン車・LPG車(ハイブリッド車を含む)	重量税	25%軽減 50%軽減 免除 ^④ 免除 ^⑤
	自動車新規格定	25%軽減 50%軽減 免除 ^④ 免除 ^⑤

②適用期間：令和6年1月1日～令和7年4月30日

対象・要件等	税目	特例措置の内容
・電気自動車 ・燃料電池自動車 ・天然ガス自動車(平成30年排出ガス規制適合) ・プラグインハイブリッド自動車	重量税	免除 ^①
	自動車新規格定	免除 ^②
排出ガス性能		令和12年度燃費基準 ^③
		70% 80% 90% 120%
ガソリン車・LPG車(ハイブリッド車を含む)	重量税	25%軽減 50%軽減 免除 ^④ 免除 ^⑤
クリーンディーゼル車(ハイブリッド車を含む)	重量税	25%軽減 50%軽減 免除 ^④ 免除 ^⑤

3. 環境性能割(自動車税・軽自動車税)の概要

適用期間：令和5年4月1日～令和8年3月31日

適用内容：

- 上記の期間中に車両を取得した場合に、車両の取得価額に対して環境性能に応じた税率を課税。

1. 乗用車(登録車)

①適用期間：令和5年4月1日～令和5年12月31日(令和4年4月1日～令和5年3月31日の期間に適用される税率及び適用区分を指す)

対象・要件等	自家用・営業用別	特例措置の内容
・電気自動車 ・燃料電池自動車 ・天然ガス自動車(平成30年排出ガス規制適合又は平成30年排出ガス規制適合) ・クリーンディーゼル車(平成30年排出ガス規制適合又は平成30年排出ガス規制適合) ・プラグインハイブリッド自動車	自家用及び営業用	非課税
	排出ガス性能	燃費性能
		80% 80% 75% 85%
ガソリン車・LPG車(ハイブリッド車を含む)	自家用	2% 2% 1% 非課税
	営業用	1% 0.5% 非課税

*上記の要件に該当しない車両については、自家用は2%、営業用は1%の税率が適用。

②適用期間：令和6年1月1日～令和7年3月31日

対象・要件等	自家用・営業用別	特例措置の内容
・電気自動車 ・燃料電池自動車 ・天然ガス自動車(平成30年排出ガス規制適合又は平成30年排出ガス規制適合) ・プラグインハイブリッド自動車	自家用及び営業用	非課税
	排出ガス性能	燃費性能
		80% 70% 80% 85%
ガソリン車・LPG車(ハイブリッド車を含む)	自家用	2% 2% 1% 非課税
クリーンディーゼル車(ハイブリッド車を含む)	営業用	1% 0.5% 非課税

*上記の要件に該当しない車両については、自家用は2%、営業用は1%の税率が適用。

4. グリーン化特例(自動車税・軽自動車税)の概要

適用期間：令和5年4月1日～令和8年3月31日

適用内容：

- 適用期間中に新車新規登録を行った場合に限り、当該年度の翌年度分について特例措置が適用。

対象・要件等	特例措置の内容
・電気自動車 ・燃料電池自動車 ・天然ガス自動車(平成21年排出ガス規制90%以上低減又は平成30年排出ガス規制適合) ・プラグインハイブリッド自動車	概ね75%軽減
・電気自動車 ・燃料電池自動車 ・天然ガス自動車(平成21年排出ガス規制90%以上低減又は平成30年排出ガス規制適合) ・プラグインハイブリッド自動車	概ね75%軽減

https://www.mlit.go.jp/jidosha/jidosha_frl_000028.html

引用：国土交通省

5. おわりに

今回普段あまり気にしていない部分かもしれませんが、自動車は誰もが当たり前のように必要としています。自動車を買い替える時には減税措置が受けられる自動車を検討すると良いと思います。

(担当：渡邊)